

第8編 砂 防 編

第1章 砂防堰堤

第1節 適 用

1. 工場製品輸送工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第6節 法面工

特仕1－6－2 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2－14－2植生工の規定によるものとする。

特仕1－6－3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2－14－3吹付工の規定によるものとする。

特仕1－6－4 法枠工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2－14－4法枠工の規定によるものとする。

第8節 コンクリート堰堤工

特仕1－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2－3－3作業土工の規定によるものとする。
2. 請負者は、工事現場内の床掘等にあたっては、河岸地山の挙動に注意し必要最少限度に施工しなければならない。
3. 請負者は、工事完了に伴い施工箇所の河床面は、**設計図書**において明示のない限り、凹状に整正仕上げを行わなければならない。
4. 基礎地盤検査の検査対象ダムは、堤高15m以上の砂防ダムとする。なお、検査の時期はコンクリート打設前10日以内とし、発注者が選定する。
5. 請負者は、床掘途中において、地質・岩盤線の変化を認めたときは、構造物の変更を伴う場合があるので、すみやかに監督職員に**報告**し、**指示**によらなければならない。
6. 請負者は、仮排水路その他のために下流の岩盤を掘削（床掘）してはならない。

特仕 1－8－3 埋戻し工

請負者は、埋戻しをコンクリート以外とする場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

特仕 1－8－4 コンクリート堰堤本体工

1. 隣接ブロックの高低差は、上下流方向で4リフト、軸方向で8リフト以内とする。

特仕 1－8－5 コンクリート副堰堤工

コンクリート副堰堤工の施工については、「特仕」第8編特仕1－8－4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

特仕 1－8－6 コンクリート側壁工

1. コンクリートの施工については、「特仕」第8編特仕1－8－4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。
2. 排水孔の施工にあたっては、「特仕」第1編特仕3－6－7の4項によるものとする。
また、配置にあたっては側壁前面の水位を考慮するものとする。
3. コンクリート側壁工の施工目地は、10m毎に設置することを標準とする。

特仕 1－8－7 間詰工

間詰コンクリートは本体と同時に打設するものとし、その施工高（最小厚さ）は上流側で1m、下流側で岩盤線までとする。なお、上流側については岩質・堤高を考慮して2m程度までとする。

また、水通し天端より上側については上下流とも岩盤線までとする。

ただし、岩盤の掘削深が深い箇所の間詰の施工高は、岩盤線までとはせず、地質・堤高を考慮して2m程度までとする。

特仕 1－8－9 残存型枠（砂防工）

1. 一般事項

- (1) 残存型枠工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。
- (2) 残存型枠工に用いる型枠は、下記のとおりとする。
 - ① 残存型枠とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。
 - ② 残存化粧型枠とは、残存型枠のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

2. 材料

請負者は、残存型枠工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を事前に監督職員に**提出**し、監督職員の**確認**を受けるものとする。

項 目	内 容	摘 要
質 量	残存型枠 60Kg/枚以下	
	残存化粧型枠 110Kg/枚以下	
主 要 材 料	1) モルタル及びコンクリート 「共仕」第4編1-4-3の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品 質 証明書
強 度 特 性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の 証明書又は公的 機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

3. 施工

- (1) 請負者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- (2) 請負者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- (3) 請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
- (4) 請負者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。
又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

第9節 鋼製堰堤工

特仕1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-9-4 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3埋戻し工の規定によるものとする。

特仕1-9-7 コンクリート側壁工

コンクリート側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-6コンクリート側壁工の規定によるものとする。

特仕1-9-8 間詰工

間詰工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-7間詰工の規定によるものとする。

第10節 護床工・根固め工

特仕1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-10-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3埋戻し工の規定によるものとする。

特仕1-10-4 根固めブロック工

根固めブロックの運搬及び据付けについては、設計強度の**確認**後施工しなければならない。

特仕1-10-8 元付工

コンクリート元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第11節 砂防堰堤付属物設置工

特仕 1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕 1-11-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-10-2境界工の規定によるものとする。

特仕 1-11-5 銘板工

1. 銘板の材質・寸法等については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。

第12節 付帯道路工

特仕 1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕 1-12-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕 1-12-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕 1-12-10 縁石工

縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5縁石工の規定によるものとする。

特仕 1-12-11 区画線工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

第13節 付帯道路施設工

特仕 1-13-2 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第2章 流路

第1節 適 用

砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第4節 流路護岸工

特仕2-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕2-4-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3埋戻し工の規定によるものとする。

特仕2-4-5 コンクリート擁壁工

コンクリート擁壁工の施工については、「特仕」第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

特仕2-4-9 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

特仕2-4-10 目地工

護岸工の縦目地は、10m間隔を標準とし、構造は、フラット型とする。なお、目地の材質については、「特仕」第2編特仕2-10-2目地板の2項によるものとする。

第5節 床固め工

特仕2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕2-5-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-3埋戻し工の規定によるものとする。

特仕2-5-4 床固め本体工

床固め本体工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

特仕2-5-5 垂直壁工

垂直壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。

特仕2-5-6 側壁工

側壁工の施工については、「特仕」第8編特仕1-8-6コンクリート側壁工の規定によるものとする。

第6節 根固め・水制工

特仕2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第7節 流路付属物設置工

特仕2-7-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

特仕2-7-5 銘板工

1. 銘板工の施工・材質については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項第3項の規定によるものとする。

なお、銘板の大きさは、図2-1のとおり縦300mm×横500mm、板厚10mm、字厚5mmの計15mmとする。

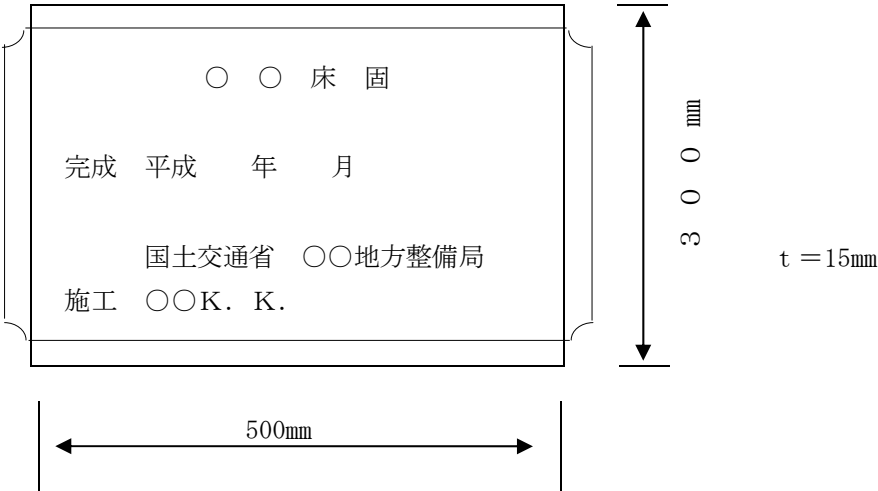


図 2 - 1

第 3 章 斜面对策

第 1 節 適 用

砂防土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第4節 法面工

特仕3-4-2 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

特仕3-4-3 吹付工

吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

特仕3-4-4 法枠工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

第5節 擁壁工

特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕3-5-4 場所打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第6節 山腹水路工

特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第7節 地下水排除工

特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

のとする。

第8節 地下水遮断工

特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-8-3 場所打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第9節 抑止杭工

特仕3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-1作業土工の規定によるものとする。

特仕3-9-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕3-9-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

特仕3-9-5 シャフト工（深礎工）

シャフト工（深礎工）の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。

特仕3-9-6 合成杭工

合成杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。